

平成29年度第2回 熊本県いじめ防止対策審議会

次 第

日 時： 平成29年10月30日（月）

午後2時～午後4時

会 場： ホテル熊本テルサ「ひばり」

1 開 会

教育理事挨拶

2 議 題

(1) 会議の公開・非公開の決定及び傍聴について

(2) 第1回審議会の議事録概要の開示について

(3) 審議

「熊本県いじめ調査委員会調査報告書を受けた県教育委員会
の対応について」

3 諸連絡

4 閉 会

平成29年度第2回熊本県いじめ防止対策審議会
出席者名簿

委 員

	所属・役職	委員名	職能分野（専門）
1	九州ルーテル学院大学准教授	岩永 靖	精神保健福祉士（福祉）
2	熊本大学大学院教育学研究科 シニア教授	浦野 エイミ	臨床心理士（心理）
3	熊本大学名誉教授	柴山 謙二	学識経験者（教育）
4	熊本大学医学部附属病院講師	城野 匠	医師（医療）
5	原村法律事務所	園田 理美	弁護士（法律）
6	熊本県民生委員児童委員 協議会会长	宮本 武夫	民生委員（福祉）

※任期：H29.8.29～H31.8.28

欠席

関係課（教育庁、知事部局、警察本部）

	所 属・職 名 等	氏 名	備 考
1	教 育 理 事	山本 國雄	
2	教 育 指 導 局 長	越猪 浩樹	
3	教 育 政 策 課 課 長	江藤 公俊	
4	教 育 政 策 課 參 事	吉野 宏昭	
5	学 校 人 事 課 審 議 員	福永 公彦	
6	学 校 人 事 課 課長補佐	相原 幸由	
7	社 会 教 育 課 審 議 員	本村 由紀博	
8	社 会 教 育 課 主 幹	田原 里恵	
9	高 校 教 育 課 課 長	牛田 卓也	
10	高 校 教 育 課 審 議 員	舟津 紀明	
11	高 校 教 育 課 審 議 員	重岡 忠希	
12	高 校 教 育 課 審 議 員	廣瀬 光昭	
13	高 校 教 育 課 主 幹	渕上 佳宏	
14	高 校 教 育 課 主 幹	前田 浩志	
15	高 校 教 育 課 指導主事	井口 英里	
16	高 校 教 育 課 指導主事	福島 誠也	
17	義 務 教 育 課 課 長	高本 省吾	
18	義 務 教 育 課 審 議 員	米田 加奈美	
19	義 務 教 育 課 主 幹	早田 宗生	
20	義 務 教 育 課 指導主事	木山 邦博	
21	特 別 支 援 教 育 課 課 長	藤田 泰資	
22	特 別 支 援 教 育 課 指導主事	西村 敬史	
23	人 権 同 和 教 育 課 課 長	徳永 憲治	
24	人 権 同 和 教 育 課 指導主事	南 聰	
25	体 育 保 健 課 課 長	西村 浩二	
26	体 育 保 健 課 審 議 員	大嶋 康裕	
27	体 育 保 健 課 主 幹	濱本 昌宏	
28	私 学 振 興 課 課 長	塘岡 弘幸	
29	私 学 振 興 課 參 事	堀 圭介	
30	子ども家庭福祉課 主 幹	長嶺 宏則	
31	くらしの安全推進課 主 幹	松下 典生	
32	少 年 課 課長補佐	岩下 孝	

欠席

平成29年度第2回熊本県いじめ防止対策審議会の議事録概要

【第1回審議会で出た意見をもとに作成した答申素案についての意見】

1 重大事態が発生した場合の調査主体について

- 現在、「学校」に限定している調査主体については、自殺企図等の重大事態の場合は設置者である県教育委員会が調査主体となるべきである。
- 自殺企図等以外の重大事態の場合は、従前のとおり学校が調査主体となることを原則とする。ただし、従前の経緯や事案の特性、児童生徒又は保護者の訴え等を踏まえ、学校主体の調査では十分な結果を得られない場合は、県教育委員会が調査すべきである。
- 県教育委員会が調査主体となる場合の調査組織は、県教育委員会の附属機関である「熊本県いじめ防止対策審議会」とすることが考えられる。
- また、その委員の構成については、迅速な調査に着手できるよう、臨時委員を置くことが望ましい。

2 寄宿の適切な管理運営について

- 寮生への心のケアについて、「スクールカウンセラーや養護教諭が初期の段階から関わるよう、年間計画に位置づけ」とあるが、具体的な時期を明記すべきである。早めに一度面談すると、学校での養護教諭やスクールカウンセラーへの相談がしやすくなる。
- 寮を有する校長会も開催され、慣例化した決まりの見直しや管理職の関わりが進むなど一歩も二歩も前進した内容だと認識している。
- 県教育委員会は、寮生の心のケアを年間計画に位置づけ、計画的に実施できるよう、スクールカウンセラーの配置時間等について、特段の配慮を行うべきである。
- 新たな寄宿舎管理業務職員の配置等については、今後、積極的に検討していただきたい。

【今後について】

- 審議会答申を11月下旬に行う。

○事務局からの説明

答申後、教育委員会に付議した上で、具体的な施策を検討する。
※条例改正や規則改正、予算を伴う場合は関係課と協議してすすめる。